

デイサービスセンターくりのみ 運 営 規 程

社会福祉法人 桂和会

指定通所介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス

デイサービスセンターくりのみ

デイサービスセンターくりのみ 運営規程

《事業の目的》

第1条 社会福祉法人桂和会が設置するデイサービスセンターくりのみ(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び従業者は、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスを提供することを目的とする。

《運営の方針》

第2条 事業所の管理者及び従業者は介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努める。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称など》

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターくりのみ
- (2) 所在地 札幌市豊平区平岸8条12丁目3番20号

《職員の種類、員数、職務内容》

第4条 事業所に勤務する管理者及び従業者の職種、員数(指定通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスを兼務)及び職務内容は、次の通りとする。

- (1)管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理並びに指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスの介護利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2)生活相談員 1名

生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等サービス調整を行う。

- (3)介護職員 3名

介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。

- (4)看護職員 2名(非常勤)

看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

- (5)機能訓練指導員 2名(非常勤看護職員が兼務)

機能訓練指導員は、要介護者に対して生活機能向上を目的とする機能訓練項目を準備し、心身の状況に応じた機能訓練を行う。又、要支援者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営

むことができるように支援する。

(6) 運転手 1名(指定介護老人福祉施設兼務)

利用者の送迎を行う。

(7) 管理栄養士 1名(指定介護老人福祉施設兼務)

利用者の給食の献立、調理、栄養指導、栄養相談等に当たる。

《勤務体制の確保等》

第5条 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。

2 入所者に対するサービスの提供は、施設の従事者によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 施設は、従業員の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、施設は全ての介護に関わる職員（介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に認知症基礎講座の研修機会を設ける。

採用時研修を採用 12 カ月以内に実施します。

4 施設は、適切な介護サービスの提供を確保するにあたり、職場内における性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

《営業日および営業時間》

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月29日～1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分まで。

サービス提供は午前9時00分から午後4時10分までの間の6時間以上7時間未満又は午前9時00分から午後4時10分までの間の4時間以上5時間未満の間でサービス提供を行うものとする。

(ご利用される方の地域や季節、住所やご家族の都合によっては、送迎の時間を一部早める場合があります。)

《利用者の定員》

第7条 1日に通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスのサービスを提供する定員は、次の通りとする。

(1) 通常規模型 通所介護 25名

(介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス定員を含む。)

《通所介護の内容》

第8条 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスの内容は、以下の通りとする。

ア、入浴の介助 イ、食事の介助 ウ、移動・移乗の介助
エ、衣類の着脱の介助 オ、その他、必要な身体の介護

- (1)入浴の介護
- (2)個別機能訓練Ⅱ(介護給付のみ)、運動機能向上訓練)
- (3)認知症対応(介護給付のうち日常生活自立度がⅢa以上の利用者のみ)
- (4)送迎
- (5)食事の介護
- (6)相談・助言

《通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス計画の作成等》

第9条 通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し、個別に通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス計画書を作成する。

- 2 通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス計画書の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス計画書に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理・評価を行う。

《利用料等》

第10条 事業所が提供する通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスについては、厚生労働大臣が定める基準とし、法定代理受領サービスがある時には負担割合証に記載された割合を額とする。

法定代理受領サービス内容は以下の通りである。

- (1)通常規模型 通所介護費
- (2)介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス費
- (3)入浴介助加算
- (4)個別機能訓練加算Ⅱ
- (5)認知症加算
- (6)(介護予防・日常生活支援総合事業)通所介護サービス提供体制加算Ⅰ
- (7)(介護予防・日常生活支援総合事業)通所介護同一建物内における送迎減算
- (10)通所介護送迎減算
- (11)介護職員処遇改善加算Ⅰイ
- (12)介護職員特定処遇改善加算Ⅰ
- (13)介護職員等ベースアップ等支援加算

また、法定代理受領サービス以外については、その実費とし以下に掲げる額を利用者から徴収する。

(14) 昼食代 630円

(15) リハパン・オムツ代 実費相当額

(16) レクリエーション費 実費相当額

(17) 前各号に掲げるものの他、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスの中で提供されるサービスの内、利用者が負担することが適当と認められる費用の実費相当額。

2 前項の費用の支払いを受けるサービス提供については、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の署名(記名押印)を受けることとする。

《通常の事業の実施地域》

第11条 通常の事業の実施地域は、札幌市の豊平区全域、南区澄川全域、清田区北野全域、清田区清田全域、白石区栄通全域、白石区南郷通り全域とする。

《施設の利用に当たっての留意事項》

第12条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく施設側に提供すること。
- (2) 他の利用者や施設の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- (3) 特段の理由が無い限り、施設の取り決めやルール及び協力医師の指示に従うこと。
- (4) 自傷他害行為を行わないこと。
- (5) 施設の提供する各種のサービスに異議のある場合は速やかに施設側に申し出ること。

《緊急時における対応》

第13条 管理者及び従業者は、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスを実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を行うものとする。

《非常災害対策》

第14条 管理者及び従業者は、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合には、利用者の避難等、適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な退所の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。事業継続計画(BCP)を策定し、定期的に見直す。

2 管理者は、非常避難に備えて、定期的に避難訓練を行う。

《秘密保持等》

第15条 当事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業者の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当事業所が居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章等により利用者の同意を得ておくこととする。

《苦情の処理等》

- 第16条 当事業所は、第6条に基づいて提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。
- 2 当事業所は、第6条に基づいて提供したサービスに関し、法第23条の規定に基づいて市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは掲示の求め、または当該市町村の職員から質問もしくは照会があった場合は、これに応じると共に、当該市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこととする。
 - 3 当事業所は、第5条に基づいて提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（国保連）が行う法第176条第1項第2号の規定に基づく調査に協力すると共に、国保連から同号の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこととする。

《事故発生時の対応》

- 第17条 当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じると共に、利用者の家族や市町村に連絡を行うこととする。
- 2 当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

《身体拘束・虐待防止のための措置に関する事項》

- 第18条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
- 1 施設における身体拘束、虐待防止のための対策をする、身体拘束・虐待防止委員会を定期的に開催し、職員への周知を図る。また、その記録を残す。
 - 2 施設における身体拘束防止・虐待防止に関する各指針を整備する事。
 - 3 施設における、介護職員その他従業員に対して、身体拘束防止・虐待防止の研修を実施すること。(年2回)
 - 4 虐待防止に対する担当者を設置する。

附則 この規程は、平成13年11月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 11月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 5月 1日から施行する。
この規定は、平成23年 7月 1日から施行する。
この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成28年 5月 1日から施行する。
この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 2年 8月 1日から施行する。
この規定は、令和 4年 1月 1日から施行する。
この規定は、令和 4年 8月 1日から施行する。
この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。